

第1章 計画策定にあたっての基本事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

八雲町では、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、「障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）」の基本指針に基づき、平成19年3月に「八雲町障害福祉計画」を策定しました。また、平成28年5月に改訂された児童福祉法に基づき、平成29年3月に「八雲町障害児福祉計画」を策定し、それぞれ3年毎に計画の見直しを進めてきました。

国においては、平成25年6月に、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。また、平成28年6月には、発達障がい者支援の一層の充実を目指し、発達障害者支援法が改正されています。さらには、令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族が適切な支援が受けられるよう「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。また、難病患者は国の指定範囲が拡大傾向にあり、令和5年12月現在、障害福祉サービス等の対象となる難病は366疾病となりました。

このように障がい福祉に係る制度改正が進む中、「第6期八雲町障害福祉計画・第2期八雲町障害児福祉計画」が令和5年度で終了することから、前回計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たな計画を策定します。

今回策定する第7期八雲町障害福祉計画及び第3期八雲町障害児福祉計画（以下「本計画」という。）は、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や各サービスの必要量の見込みを定める計画です。策定にあたっては、第4次八雲町障害者計画の基本理念との整合性を確保し、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる体制づくりを目指していきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画と、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。本計画は八雲町における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めます（表1-1）。

表 1-1

名称	第7期八雲町障害福祉計画	第3期八雲町障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
策定内容	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量の確保のための方策を定める。	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量の確保のための方策を定める。

第3節 他計画との関連

本計画に盛り込む項目については、令和5年5月に厚生労働省が示した基本指針^{※1}に基づき、本計画の期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします（図1-1）。

図 1-1 八雲町が策定する他の計画と本計画の関係

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新八雲町総合計画										
第1次八雲町障害者計画					第2次八雲町障害者計画					
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画				
H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2期八雲町総合計画										
第3次八雲町障害者計画					第4次八雲町障害者計画					
第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
		第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
八雲町子ども・子育て支援事業計画				第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画						

※1 国はこの基本指針により、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画に盛り込むべき項目や成果目標、計画期間などを示している。

第4節 基本理念

平成26年1月に日本が批准した障害者の権利に関する条約第1条では、「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。(略)」とあります。

また、障害者基本法第1条では「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため(略)」と規定されています。

これらの理念に基づき、第6期八雲町障害福祉計画・第2期八雲町障害児福祉計画の基本理念は次のとおり定めており、本計画においてもこの理念を継承することとし、この理念に沿って計画を策定します。

基本理念

- 差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち
- 安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち
- 社会の一員として自立し成長できるまち

第2章 八雲町における障がい福祉の現状

第1節 八雲町における障がい者等の状況

1. 身体障がい

身体障がいとは、四肢（両手両足）に不自由があったり、視覚や聴覚に制限があったりするなど、身体機能に何らかの障がいがある状態のことです。身体障害者福祉法は、身体障がい者を「身体上の障害がある18歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けた人」と定義しています。具体的には、視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由（手・指・足・脚・体幹・股関節の障害）、心臓・じん臓又は呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害となります（詳細は、33～35ページに掲載しています）。

八雲町の身体障害者手帳所持者数は、年度によって増減があります（表2-1）。

2. 知的障がい

知的障がいは、他の法律で定義しているものではありませんが、療育手帳は、知能機能の障がい及び日常生活能力を総合的に判断され、療育手帳制度により、「児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定されたもの（以下「知的障害者」という。）に交付する」とされています（詳細は、36ページに掲載しています）。

八雲町の療育手帳所持者数は、令和2年度から横ばいで推移しています（表2-1）。

表2-1 八雲町における障がい者数の推移

（単位：人）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障がい者	994	1,031	992	999	878	836
知的障がい者	207	215	220	224	222	221
精神障がい者	112	133	138	138	145	147
難病等患者	149	149	151	167	170	154
合計	1,462	1,528	1,501	1,528	1,415	1,358
八雲町の人口	16,773	16,449	16,117	15,578	15,197	14,913
比率	8.7%	9.3%	9.3%	9.8%	9.3%	9.1%

※身体・知的・精神障がい者の人数は、それぞれの手帳所持者数。難病等患者の人数は、特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者の合計。

※各年度末現在

3. 精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、精神障がい者を「統合失調症^{※1}、精神作用物質^{※2}による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質^{※3}その他の精神疾患を有する者」と定義しています。このうち「その他の精神疾患」には、そううつ病^{※4}、てんかん^{※5}、認知症^{※6}、器質精神病^{※7}などが含まれます（詳細は、36～37ページに掲載しています）。

八雲町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向に推移しております（表 2-1）。

・発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成 22 年の改正で障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の対象として明確に規定されました。

さらに、平成 23 年 8 月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く（図 2-1）、年齢や環境により症状が異なるため、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。

・高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさします。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから、「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

※1 幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。

※2 アルコール、麻薬、シンナー、たばこなどのこと。

※3 社会的規範や他者の権利などを軽視する、人に対して不誠実など、日常生活や社会生活に支障がある状態。

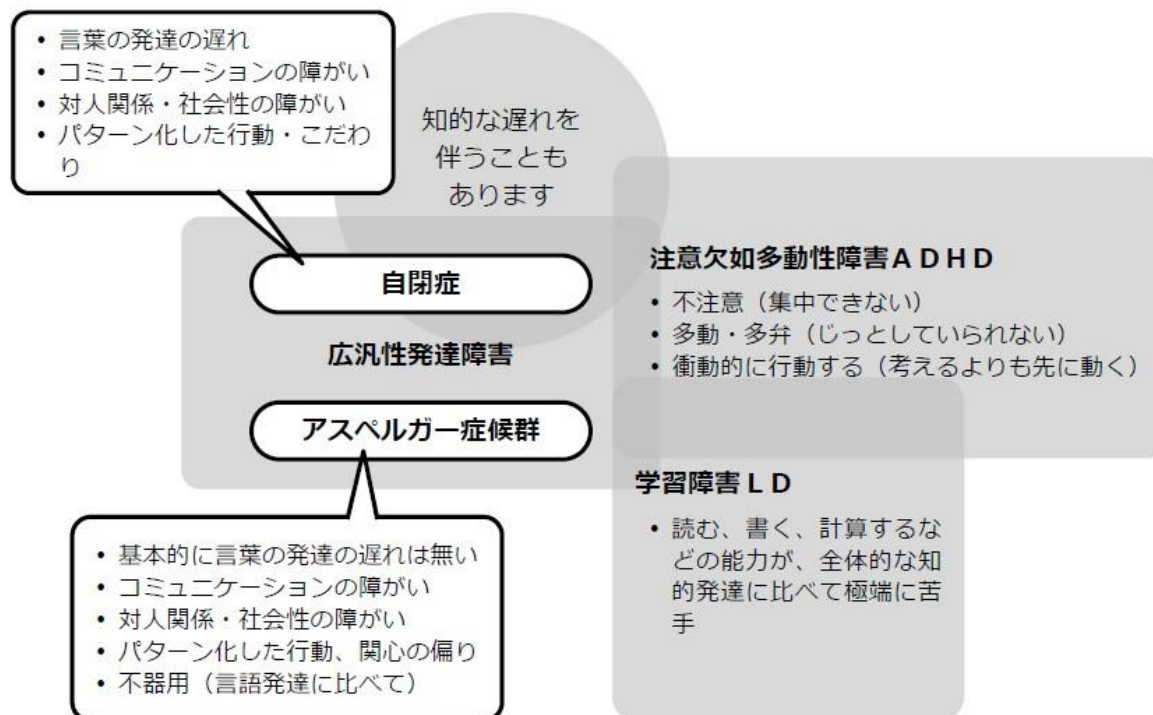
※4 躁状態とうつ状態を繰り返す病気。

※5 脳の一部の神経細胞が突然一時的に異常な電気活動を起こし、全身のけいれん、脱力、意識消失などが起こる。

※6 症状としては記憶障害や失語、失行、失認、行動異常など。

※7 脳外傷や脳梗塞など直接脳に障害したことによる精神疾患。

図 2-1 発達障がい構成する障がいの関係性（イメージ）



4. 難病等

難病とは、発病の機構が明らかではなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により「障害者」の定義に難病等が加わり、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。対象となる疾病は、現在 361 種類の疾病に拡大されています（38～40 ページに掲載）。

難病の診断を受けたとしても障害者手帳が発行されるわけではありませんが、北海道が特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証を発行した数によりその人数を把握することができます（表 2-1）。

5. 医療的ケア児

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア児」といい、全国で推計約 2 万人おり、年々増加傾向にあります。

第2節 前回計画の総括

1. 障がい者施策一般について

(1) 相談支援の充実・強化等について

相談支援とは、障がいのある方が地域で生活を送り、就労を継続していく上で大変重要な支援であり、各種支援策やサービスを受けるための入り口にあたります。第6期八雲町障害福祉計画では、「地域自立支援協議会の専門部会である相談部会を中心に、関係機関による情報交換や共有、地域課題や社会資源について検討していきます」としておりました。

相談部会は、介護保険分野のケアマネジャー部会と合同で開催し、情報交換や共有、新しいサービスや町内にない社会資源についても学習し、意見交換を行ってきました。

令和2年4月に開設した「八雲町障がい者基幹相談支援センター」では、障がい者及びその家族等が「困った時」の総合相談のワンストップ窓口として、様々な相談に対応しております。また、相談支援体制を充実するため、令和5年11月には主任相談支援専門員を配置しました。

町内の特定相談支援事業所（障がい福祉サービス等を利用するために計画作成などを行う）は、町内3カ所と変わりありません（表2-2）。

表2-2 町内の特定相談支援事業所

開設日	事業所名	開設者	者/児
H26.4.1	八雲町障害者指定特定相談支援事業所	八雲町	者及び児
H29.3.15	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 のどか	NPO法人エンジョイライフ	者及び児
H29.8.1	特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所 えがお	NPO法人やくも元気村	者及び児

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標について

国の基本指針に基づき、第6期八雲町障害福祉計画において目標設定しました（表2-3）。

表2-3 福祉施設から一般就労への移行に関する目標及び結果

項目	数値	
令和元年度において就労移行支援を通じ、一般就労した方の数	1人	
目標内容	目標数値	結果
目標年度（令和5年度）の年間一般就労移行者数	1人	1人
令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する方の数。特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定。ただし、基本は令和元年度移行者数の1.27倍以上を基本として、地域の実情を踏まえて設定		（見込）

項目	数値	
令和2年3月の就労移行支援事業所利用者数	6人	
目標内容	目標数値	結果
目標年度（令和5年度）の就労移行支援事業所利用者数	6人	5人
令和5年度末の就労移行支援事業所利用者数が、令和元年度利用者数から1.30倍以上増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定		（見込）

（3）就労支援の体制強化について

障がいの有無に関わらず「働く」ということは、単に賃金を得るとのことのみならず、自己実現や働きがい、他者や社会に役立ち、必要とされていると感じることを通じて、生きがいを得ることに繋がります。

第6期八雲町障害福祉計画では、就労支援事業所や道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷ（以下、「すてっぷ」という。）と引き続き連携し、障がい者本人の希望や能力に合わせ、福祉的就労や一般就労に向けた個別支援を行ってまいります」「農福連携の取り組みを継続しつつ、水福連携の取り組みについて、就労支援事業所や町担当課、関係機関などと連携をしながら、進めてまいります」としておりました。

八雲町では、就労支援事業所での作業の中で農業・漁業と連携が進んでおります。また、就労部会の取り組みでは、障害児通所支援事業所もメンバーに加わり、子どもから大人への移行支援に向けて、児と者、両方の関係機関が就労という目的で情報共有することができる体制ができました。

就労支援事業所等、障がいがある人の福祉的就労を支援する体制は整ってきていますが、一般就労（障がい者雇用も含む）等、様々な働き方を実現するための体制強化が必要です。

（4）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、国では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めております。

第6期八雲町障害福祉計画では、「精神部会を中心に、精神障がい者の地域移行及び地域生活継続のための生活全般にわたる支援などに関し、関係機関によるニーズや課題の整理、情報交換や共有、地域課題や社会資源についての検討などを行ってまいります」としておりました。

精神部会では、精神障がい者の家族会も新たなメンバーに加わり、情報交換や共有、事例検討会を通して地域課題や社会資源についての検討を行いました。また、避難行動についての研修会や精神障がいに関連する法律についても学び、具体的な対応や連携に活かせるよう、意見交換を行っております。

(5) 福祉施設入所者の地域生活への移行について

国の基本指針に基づき、第6期八雲町障害福祉計画において目標設定しました(表2-4)。

表2-4 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標及び結果

項目	数値	
令和2年3月31日時点の施設入所者数	45人	
目標内容	目標数値	結果
目標年度(令和5年度)の地域生活移行者数	1人	1人
令和2年3月31日の施設入所者のうち、令和5年度末において、6%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえ設定		(見込)
目標年度(令和5年度)の減少数	4人	10人
令和5年度末の施設入所者数が、令和2年3月31日の施設入所者から1.6%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定		(見込)

(6) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について

八雲町では、令和2年度に地域生活支援拠点整備を行い、「関係機関及び障害福祉サービス事業所等と連携して『緊急時を緊急としない体制構築』に努めてまいります」としておりました。

計画期間に緊急対応となる事例はありませんでしたが、町内での緊急受け入れ体制の課題は継続しています。

2. 障がい児支援策について

(1) 市町村中核子ども発達支援センターについて

市町村中核子ども発達支援センター設置の目的は、発達の遅れ又は障がいのある子どもとその家族が身近な地域において適切な相談支援、発達支援を受けることができるよう、子どもの発達支援機能を整備することです。設置のためには児童福祉法に定められた人員基準等を満たす必要がありますが、人員確保が困難な状況が今もなお続いております。

市町村中核子ども発達支援センターを利用するためには通所受給者証が必要となることから、協議の参考とするため、子ども発達支援センターで独自に利用者へ聞き取り調査を行なったところ、「受給者証を取得して利用したい」「受給者証を取得してまで利用はしない」がそれぞれ半数ずつという結果となりました。利用者自身の率直な意見を聴くことができ、意義のある調査となりましたが、設置の必要性について深く協議を進めるには至りませんでしたので、今後も協議を進めてまいります。

(2) 保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援について、国指針では「令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする」とされており、また、道の目標値としては、「すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を圏域に1か所以上整備」となっております。

八雲町では、人員確保が厳しい状況にあり、訪問支援の必要性の協議を進めることはできませんでしたが、子ども発達支援センターでは、療育を利用している子どもについては、定期的に幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、情報共有、支援方法の確認・検討を、関係機関と連携しながら行っております。また、療育を利用していない子どもについても、保護者の希望に応じて随時同様の支援等を行っております。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

八雲町では、現在、児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が4か所運営されています。

国指針では「令和5年度までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする」とされておりました。

主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保については、人員基準の課題も大きく、設置は極めて困難な状況にあります。過去には児童発達支援事業所で重症心身障がい児を受け入れた実績があり、また、現在も障害児通所事業所と訪問看護事業所が連携協力し、導尿の必要な医療的ケア児が障害児通所事業所の利用ができるよう、継続した支援を行っています。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場及び医療的ケア児に関するコーディネーター配置について

八雲町では、医療的ケア児の生活を支援する協議の場として「すくすくサポート会議」を平成28年12月に設置し、医療的ケア児の成長やライフステージの移行時期などの課題に合わせ会議を開催し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携して支援を行っております。

また、令和3年には医療的ケア児等コーディネーターが配置され、個々のケースに合わせた支援体制を取ることができました。

第3章 各種施策の推進方針

第1節 障がい者施策一般について

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行について

地域生活への移行を進める観点から、国の指針や地域の実情を参考に、具体的数値目標を次のとおり設定します（表3-1）。

施設入所者の地域生活への移行等に関しては、福祉施設において、必要な意思決定支援が行われ、本人の意思が確認されていることが重要です。

表3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

項目	数値
令和5年3月31日時点の施設入所者数	40人
目標内容	目標数値
目標年度（令和8年度）の地域生活移行者数 令和5年3月31日の施設入所者のうち、令和8年度末において、6%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえ設定	1人
目標年度（令和8年度）の減少数 令和8年度末の施設入所者数が、令和5年3月31日の施設入所者から5%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定	6人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

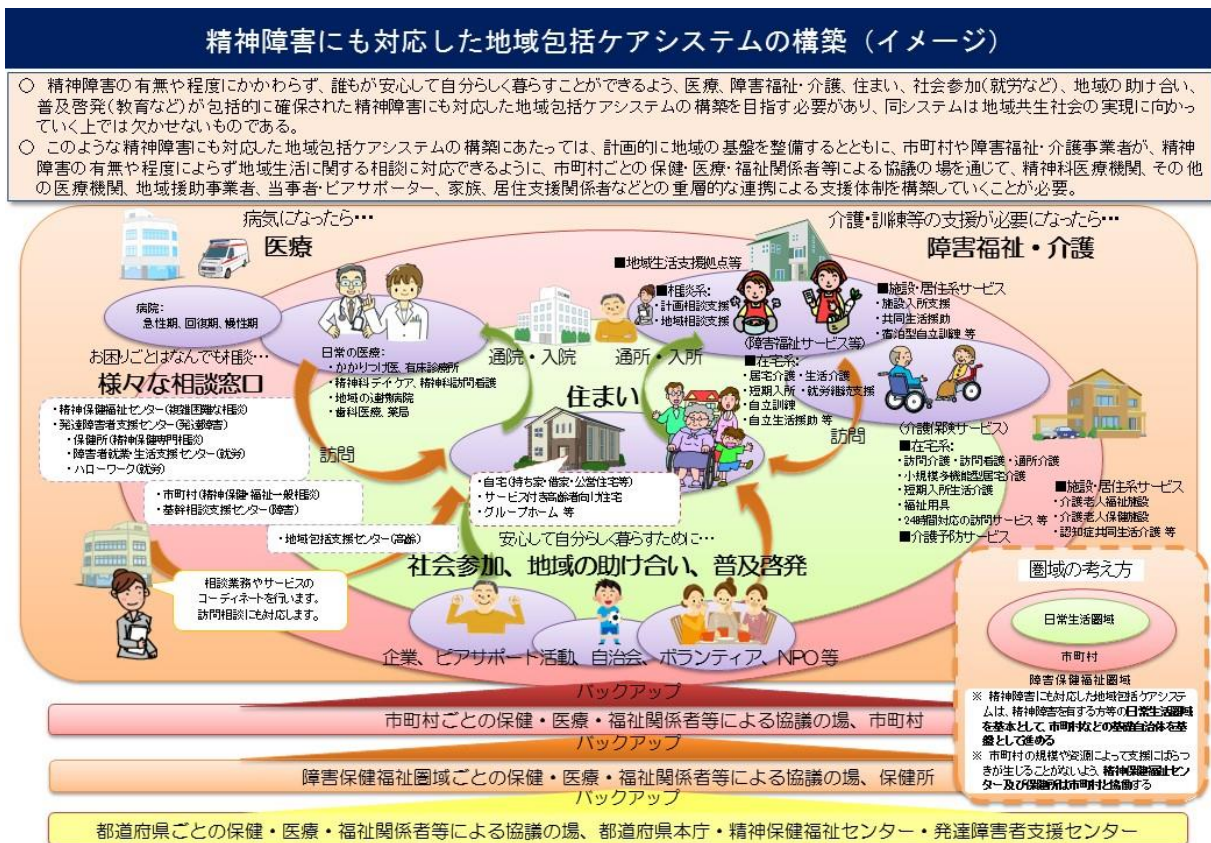
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は、精神障がいのある人を含め、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるための取組です。相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実に加え、自治体を中心とした地域の精神保健、医療、福祉の一体的な取り組みが必要です（図3-1）。

八雲町では、地域自立支援協議会の専門部会である精神部会を中心に、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、地域移行及び地域生活全般にわたる継続した支援等について、保健、医療、福祉の関係機関が連携し、引き続き協議を行ってまいります（表3-2）。

表3-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標値

目標内容	目標数値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年

図 3-1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ図（厚生労働省 HP）



3.地域生活支援拠点等が有する機能の充実について

地域生活支援拠点等は、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための場所や体制のことです。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

八雲町では令和2年度に地域生活支援拠点等整備を行いました。緊急時の受け入れ体制（短期入所等）の課題があるため、引き続き、関係機関及び障害福祉サービス事業所等と連携して「緊急を緊急としない体制構築」に努めるとともに、機能充実に向けて、八雲町地域自立支援協議会で協議してまいります。

4. 福祉施設の利用者の一般就労への移行について

福祉施設利用者の一般就労への移行のため、国の指針に基づき、具体的数値目標を次のとおり設定します（表 3-3）。

表 3-3 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目	数値
令和 3 年度において就労移行支援事業等を通じ、一般就労した方の数	0 人
目標内容	目標数値
目標年度（令和 8 年度）の年間一般就労移行者数	2 人
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する方の数。令和 3 年度の移行者数の 1.28 倍以上を基本として、地域の実情を踏まえて設定	

八雲町では、障がい者就労支援機関連絡会を、令和 2 年度より地域自立支援協議会の就労部会と位置づけ、障がい者の就労支援に関し、関係機関によるニーズや課題の整理、情報交換や共有、地域課題や社会資源についての検討、研修会などを行っております。

引き続き、福祉的就労・一般就労（障がい者雇用を含む）の個別支援について、障がい者本人の希望や能力に合わせ、就労支援事業所やすてっぷなどと連携して進めてまいります。

また、農福・水福連携等の取組についても、各関係機関と連携をしながら、進めてまいります。

5. 相談支援体制の充実・強化等について

相談支援とは、障がいのある人が望む日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族の話を聴き、困り感や問題を整理したうえで、各種サービスや関係機関についての情報を提供し、必要に応じ、関係機関と情報の共有や調整を図る支援です。各種支援策やサービスを受けるための入り口にあたります。相談支援からつながる各種支援等は、それぞれの障がいの状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものであることから、本人自ら意思決定できるよう支援することが必要です。

八雲町では、町内に 3 つの特定相談支援事業所が設置されており、サービス利用者の支援等が行われております。また、障がい者及びその家族等が「困った時」の総合相談のワンストップ窓口として、町直営の障がい者基幹相談支援センターを設置しており、令和 5 年 11 月からは主任相談支援専門員も配置されたことから、さらに相談支援体制の充実を図ってまいります。

地域自立支援協議会の専門部会である相談部会では、障がいのある人の権利擁護を推進し、意思決定に配慮できるよう、関係機関による情報交換や共有、地域課題や社会資源について引き続き検討していきます。

第2節 障がい児支援施策について

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会生活への参加・包容（インクルージョン）の推進

子ども発達支援センターでは、障がい児等とその家族が、身近な地域において適切な支援を受けられるよう「市町村子ども発達支援センター事業」を実施しており、関係機関と連携しながら、発達相談や発達支援等を行っております。

市町村中核子ども発達支援センターの設置については、全国的にも整備が進まない中、国の指針が緩和され、「市町村中核子ども発達支援センターと同等の機能を有する体制を整備する」とされたことから、改めて、市町村中核子ども発達支援センターの必要性について協議を深めるとともに、今後、地域自立支援協議会の専門部会として、新たに「子ども部会」を発足し、課題の共有や事例検討の実施等、障がい児支援全体の体制づくりをより一層進めてまいります。

また、各ライフステージにおける支援を円滑に進められるよう、育ちと学びの応援ファイル「カラフル（療育カルテ）」の活用の推進を継続していきます。

2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

国指針では「令和8年度までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域で確保）する」とされております。

主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所を確保することについては、人員基準の面で極めて困難であります。これまで同様、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援として、障害児通所事業所及び訪問看護事業所等との連携協力により、継続した支援体制を図ります。

3. 医療的ケア児支援の協議の場及び医療的ケア児に関するコーディネーター配置について

八雲町では、平成28年12月に医療的ケア児の生活を支援する協議の場として「すくすくサポート会議」を設置し、医療的ケア児の成長やライフステージの移行時期などの課題に合わせて会議を開催し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携して支援を行っております。

また、令和3年には、医療的ケア児等コーディネーターが配置され、関係機関等がスムーズに連携し支援ができるよう、個々に合わせた支援体制作りを進めております。

今後も、医療的ケア児等コーディネーターが中心的役割を担いながら、各機関と連携し、個々のケースに合わせた切れ目の無い支援を行ってまいります。

第4章 サービスの見込み量と確保方策

この章では、各サービスについて、平成3年度から令和5年度までの支給実績及び基本指針をもとに、令和6年度から令和8年度までの見込み量と確保方策を定めます。

第1節 障害福祉サービス

第1項 日中活動系サービス

1. 療養介護

【主な対象者】病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で、①ALS^{※1}患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており障害支援区分^{※2}が区分6の方、②筋ジストロフィー^{※3}患者又は重症心身障がいのある方で区分5以上の方

【実施内容】病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として日中、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	7	7	7	3	3	3
	実績	5	3	3			

※各年度の計画・実績は各月の平均値を掲載しています。ただし、利用者数の少ないサービスについては、年間の利用者数を掲載しています。令和5年度の実績欄については、令和5年10月の利用人数又は年間見込み利用者数を掲載しています（以下、各項目同様）。

2. 生活介護

【主な対象者】地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が必要な方で、①区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上、②50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所は区分3以上）の方

※1 手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。

※2 障害福祉サービスを利用するにあたって、市町村の障害認定審査会が認定するもので、必要な支援の量・度合を区分1から区分6まで6段階で表し、区分1が最も支援が少なく、区分6が最も支援が多い。

※3 骨格筋の壊死・再生を主病変とする遺伝性筋疾患の総称。

【実施内容】地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【町内の事業所数】 なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	49	49	49	46	46	46
	実績	50	46	45			
利用日数 (単位：日/月)	計画	1,127	1,127	1,127	1,058	1,058	1,058
	実績	1086	1026	969			

3. 自立訓練（生活訓練）

【主な対象者】地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ① 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- ② 特別支援学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

【実施内容】地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】 なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	2			
利用日数 (単位：日/月)	計画	23	23	23	46	46	46
	実績	19	27	35			

4. 宿泊型自立訓練

【主な対象者】自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

【実施内容】居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	2			
利用日数 (単位：日/月)	計画	31	31	31	62	62	62
	実績	27	27	47			

5. 就労移行支援

【主な対象者】就労を希望する 65 歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方

【実施内容】生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	6	6	6	5	5	5
	実績	5	5	5			
利用日数 (単位：日/月)	計画	138	138	138	115	115	115
	実績	83	81	106			

6. 就労継続支援A型

【主な対象者】 企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）

- ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③ 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方

【実施内容】 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】 なし

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	2			
利用日数 (単位：日/月)	計画	69	69	69	69	69	69
	実績	41	41	40			

7. 就労継続支援B型

【主な対象者】 就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方

- ① 就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された方
- ③ 上記に該当しない方で、50 歳に達している方又は障害基礎年金 1 級受給者

【実施内容】 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】 4 か所

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	101	107	113	114	118	122
	実績	97	101	110			
利用日数 (単位：日/月)	計画	2,323	2,461	2,599	2,622	2,714	2,806
	実績	1,877	2,076	2,074			

8. 就労定着支援

【主な対象者】 就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

【実施内容】 障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【町内の事業所数】 なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	4	4	4	2	2	2
	実績	2	0	0			
利用日数 (単位：日/月)	計画	8	8	8	4	4	4
	実績	2	0	0			

9. 短期入所

【主な対象者】 居宅で介護を行う方が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある方

【実施内容】 障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

【町内の事業所数】 なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	1	0			
利用日数 (単位：日/月)	計画	7	7	7	7	7	7
	実績	6	0.4	0			

第2項 居住系サービス

1. 共同生活援助（グループホーム）

【主な対象者】身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者

【実施内容】地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行います。

【町内の事業所数】6か所（定員39） ※サテライト含む

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	79	81	83	87	89	91
	実績	80	81	85			
町内における定員 (単位：人)	計画	41	41	41	41	41	41
	実績	37	39	39			

2. 施設入所支援

【主な対象者】

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）
- ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

【実施内容】施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	42	41	41	35	34	34
	実績	41	40	35			

第3項 訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

【主な対象者】区分1以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である方

【実施内容】居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【町内の事業所数】 3か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	8	8	8
	実績	8	7	8			
利用時間数 (単位：時間/月)	計画	—	—	—	80	80	80
	実績	73	68	66			

2. 重度訪問介護

【主な対象者】重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（区分4以上）

重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする方

【実施内容】居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【町内の事業所数】 2か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	0	0	1			
利用時間数 (単位：時間/月)	計画	—	—	—	962	962	962
	実績	0	0	665			

3. 同行援護

【主な対象者】視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である方

【実施内容】外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	1	1	1			

第4項 相談支援

1. 計画相談支援

【主な対象者】障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する方

【実施内容】サービス利用支援は障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。また、継続サービス利用支援（モニタリング）はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

【町内の事業所数】3か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数 (単位：人/年)	計画	187	189	191	188	192	196
	実績	170	180	184			

第2節 児童福祉法関係

1. 児童発達支援

【主な対象者】療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等

【実施内容】日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【町内の事業所数】2か所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	6	6	6	7	7	7
	実績	2	4	9			
利用日数 (単位：日/月)	計画	138	138	138	161	161	161
	実績	40	62	111			

2. 医療型児童発達支援

【主な対象者】上肢・下肢・体幹機能のいずれかに障がいのある児童

【実施内容】医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通所し、日常生活における基本動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。

【町内の事業所数】なし

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
利用日数 (単位：日/月)	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	0	0	0			

3. 放課後等デイサービス

【主な対象者】 就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児等

【実施内容】 個別療育や集団療育を行います。

【町内の事業所数】 4か所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	44	48	52	47	48	49
	実績	41	40	44			
利用日数 (単位：日/月)	計画	1,012	1,104	1,196	1,081	1,794	1,127
	実績	661	629	663			

4. 障害児相談支援

【主な対象者】 障害児通所支援を利用するすべての障がい児等

【実施内容】 障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を提供します。障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する障がい児等に「障害児支援利用計画案」の作成を行います。また、継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切かどうかの検証を行い、必要に応じ、計画の変更などを行います（モニタリング）。

【町内の事業所数】 3か所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	37	40	43	38	39	40
	実績	38	35	37			

第3節 地域生活支援事業

1. 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

○八雲町の取り組み

「障がいに関する理解促進・啓発を目的とした講演会」「障がい者週間（12/3～9）に関するポスター展」「ヘルプマーク及びヘルプカードの配布」 など

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施状況	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

※各年度の計画・実績は年間の数値を掲載しています。

2. 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

※令和2年4月 障がい者基幹相談支援センターが、総合相談のワンストップ窓口として開設。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (単位：箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

3. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (人/年)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	1			

4. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。八雲町では、手話通訳者の派遣を行っています。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

5. 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

(単位：件/年)

			第6期計画			第7期計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用 件 数	介護・訓練 支援用具	計画	3	3	3	2	2	2
		実績	0	0	2			
	自立生活 支援用具	計画	12	12	12	6	6	6
		実績	1	1	6			
	在宅療養等 支援用具	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	0	1	2			
	情報・意思 疎通支援用具	計画	5	5	5	5	5	5
		実績	4	5	5			
	排泄管理 支援用具	計画	570	600	630	600	600	600
		実績	596	584	600			
	居宅生活動作 補助用具	計画	5	5	5	2	2	2
		実績	0	2	2			

6. 移動支援事業（個別移動支援）

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、ホームヘルパーが付き添い、車いすを押す、食事の介助、危険回避などの支援を行います。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	2			
利用時間数 (単位：時間/年)	計画	90	90	90	90	90	90
	実績	14.5	16	10			

7. 移動支援事業（車両移動支援）

障がい者団体に福祉バスを貸し出し、団体の活動等を支援します。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用回数 (単位：回/年)	計画	10	10	10	8	8	8
	実績	2	3	5			

8. 移動支援事業（重度障がい児通学費助成事業）

重度障がい児が適切に教育を受けられる環境を整えるため、通学のためのタクシー運賃を助成し、保護者の経済的負担と介護負担を軽減します。平成29年4月から始めた事業です。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

9. 自動車改造助成事業

身体に障がいのある方の社会参加を目的として、障がい者が所有し運転する自動車のハンドル、ウィンカーなどの改造に要する費用の一部を助成します（助成額の上限10万円）。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

10. 障がい者日中一時支援事業

障がい児や障がい者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的休息（レスパイト）を目的とします。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	0			

11. レクリエーション活動等支援事業

レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等が運動に触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための支援を目的とします。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用団体数 (単位：回/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

12. 町広報紙等音声化事業

町広報紙や町議会広報紙を読むことが困難な障がい者に、広報紙の内容を音声化したCDを郵送する事業です。平成28年度から地域生活支援事業の1つとして実施しています。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 [※] (単位：人/年)	計画	5	5	5	4	4	4
	実績	5	4	3			

※各年度中に、町広報紙及び町議会広報紙のCDを送った実人数。

13. 巡回支援専門員整備（いたずらっ子の会）

年2回、町と契約している児童発達支援事業所から発達支援専門員・言語聴覚士を派遣し、発達相談を開催しています。「言葉がはっきりしない」「落ち着きがない」「子どもとどう接して良いかわからない」等、保護者の方の相談を受け、子どもの発達を促すための専門的な助言などを行います。

		第6期計画		
		R3	R4	R5
利用者数 (単位：人/年)	計画	12	12	12
	実績	10	6	10

※地域生活支援事業から地域障害児支援体制強化事業に移行

14. 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行います。八雲町では、檜山南部4町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町）と「南檜山あゆみ共同作業所」を共同設置しています。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (単位：箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

第4節 見込み量に対するサービス確保のための方策

障害福祉サービス及び児童福祉法関係、地域生活支援事業の見込み量に対し、必要なサービス提供体制を確保するため、以下の方策を進めます。

1. サービス提供体制が不足するサービスや、今後新たに追加されるサービスについて、障害福祉サービス事業者に対してサービスや報酬の内容、ニーズなどの情報を提供していきます。
2. 困り感を抱えた障がい者が、サービス利用に円滑につながるよう、各種サービスについての情報提供を進めるとともに、障がい者基幹相談支援センターが中心となり、町の相談支援体制の充実に努めます。
3. ニーズを把握するため、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、学校、保育園、幼稚園、医療機関、障がい者団体との情報交換に努めます。
4. 地域生活支援事業については、必要な予算の確保に努めるとともに、理解促進研修・啓発事業や車両移動支援などの町直営による事業を引き続き実施していきます。

第5章 計画の推進について

この計画で策定した方針に基づき、各種施策を推進していく必要があります、そのためにはまず、この計画が周知されることが肝要です。周知方法は、町広報紙及び町ホームページに掲載するとともに、関係機関に配布することとします。

また、PDCAサイクルを実施するため、計画の進捗状況を1年に1度、地域自立支援協議会において報告するとともに、計画の修正について協議します。さらに、PDCAサイクルの経過は、町ホームページに掲載し、周知に努めます。

加えて、チェック機能を果たす八雲町地域自立支援協議会が充実した議論の場、情報交換の場となるよう、開催時期や議題を町広報紙及び町ホームページに掲載するとともに、各機関を代表する委員が協議会に参加しやすいよう、開催日時の早期決定、早期通知に努めます。

表5-1 令和5年度八雲町地域自立支援協議会構成機関

八雲町町内会等連絡協議会
八雲町民生委員協議会
八雲町身体障害者福祉協会
熊石身体障害者福祉協会
八雲町手をつなぐ育成会
函館公共職業安定所八雲出張所
八雲総合病院
八雲町社会福祉協議会
ヘルパーステーション明かり（有）
社会福祉法人きずな会
特定非営利活動法人やくも元気村
NPO法人エンジョイライフ
（株）北海道親育ち研究所
子ども発達支援センター
指定特定相談支援事業所ひかり [※]
道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷ [※]
相談支援事業所 そよかぜ [※]

※オブザーバー参加